



なぜ容器包装プラスチックとプラスチック製品をまとめて出すのですか? 実証実験をする目的は?

Q1

A-1 まとめて出すことによる分別のわかりやすさや、プラスチック製品の分別収集・リサイクルの課題を洗い出すために、実証実験を実施します。

Q2

どのように出したらいいですか?

A-2 従来から資源物として回収している容器包装プラスチックとプラスチック製品を、透明または半透明の袋にまとめて入れて、今までどおり資源物の収集日に資源物集積所に出してください。

Q3

どのようなプラスチックでも出していいですか?

A-3 全部または大部分がプラスチック素材のもの、かつ1辺の長さが30cm以下で汚れの付着がないもので発火、けがの危険性がないものを出してください(小型家電などは不可)。

プラスチックだけでできているものかどうか判断できない場合は どうすればいいですか?

Q4

A-4 電気式や電池式など内部に金属や電池類があると思われる場合は、出さないでください。ご不明な場合は、久留米市環境部資源循環推進課(TEL0942-37-3342)までお問い合わせください。

Q5

出してはいけないプラスチックはどのようなものですか?

A-5 点滴用器具、注射針、注射器等の感染するおそれのあるものやカッター、安全カミソリ等の危険性があるもの、1辺が30cmを超えるもの、小型家電、プラスチック以外の複数の素材が使用されているものは出さないでください。

リチウムイオン電池等の充電式電池やスプレー缶は収集運搬中や工場での選別作業中の火災の原因となりますので、**絶対に出さない**でください。

Q6

食品汚れや、シールなどが付いているものも出していいですか?

A-6 プラスチック以外の不純物が付着したままだと、資源としてリサイクルすることができません。軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてから出してください。また、ラベルやシールなど、簡単にはがれるものは、取ってください。はがれにくいものは、無理にはがさなくてもけっこうです。

Q7

実証実験が終了した後もプラスチック製品を出してもいいですか?

A-7 今回の実証実験は表記している地域と期間のみです。実証実験終了後、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品は、燃やせるごみとして出してください。